

現行	改正後
<p>- 3 - 5 顧客保護等</p> <p>- 3 - 5 - 1 - 2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ~ (14) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p>	<p>- 3 - 5 顧客保護等</p> <p>- 3 - 5 - 1 - 2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(同左)</p> <p><u>(15) 規則第211条の33において準用する規則53条の7に規定する措置に関し、少額短期保険業者において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、「総合指針 - 3 - 5 - 1 - 2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等(15)」に記載するような体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(16)</u> (同左)</p>